

平成28年度社会福祉法人湘南福寿会事業計画書

事業経過

社会福祉法人湘南福寿会が平成元年11月20日付けにより社会福祉事業法第29条による認可を受け設立、本法人が経営する特別養護老人ホームアザリアホームが平成2年5月1日に開設し措置入所事業を開始、その後老人短期入所事業を平成2年7月1日より開始、ミドルスティ事業を平成4年度より実施し平成12年3月31日まで行なった。

又、本法人が経営するアザリアホームケアセンターが平成2年9月1日に開設しデイサービス事業を開始、その後家庭奉仕員派遣事業を平成2年10月1日より開始、在宅老人等給食サービス事業を平成3年7月1日より開始、在宅介護支援センター事業を平成5年4月1日より開始、施設入浴サービス事業を平成6年7月1日より開始、保健・医療・福祉サービス・ウィークリープラン(週間介護計画)作成チーム運営事業を平成7年4月1日より開始する。

平成11年3月31日にて施設入浴サービス事業は廃止となる。

介護保険制度導入にともない、平成11年10月1日より居宅介護支援事業を開始。

介護保険制度導入にともない、平成12年3月31日にて保健・医療・福祉サービス・ウィークリープラン(週間介護計画)作成チーム運営事業は廃止となる。

平成12年4月1日より新たな介護保険制度に移行され、介護保険上の事業として特別養護老人ホーム措置入所事業は介護老人福祉施設入所サービス事業、デイサービス事業は通所介護サービス事業、短期入所事業は短期入所生活介護サービス事業、家庭奉仕員派遣事業は訪問介護サービス事業に変更となる。

平成13年1月1日より入所定員数の変更が認められ、介護老人福祉施設入所サービス事業の定員54名、短期入所生活介護サービス事業の定員16名として開始する。

給食サービス事業について平成13年10月1日より茅ヶ崎市社会福祉協議会との委託契約から茅ヶ崎市との委託契約に変更され、地域等依頼された中での運営から、新たに全地域の中で当事業所を希望された方への直送方式による経営に変更となる。

平成16年9月1日より新棟を東側に増築致して重度認知症者専用棟28床を増床し、介護老人福祉施設入所サービス事業としては54床から82床に変更され、介護老人福祉施設全体として入所82床、短期入所16床の併せて98床となる。

介護保険制度改正にともない、平成18年3月31日にて在宅介護支援センター事業は地域包括支援センターへ移行されたが、社会福祉法人として地域の困っている方々の一助となるよう、緊急相談等については継続していくものとする。

平成18年4月1日より介護保険制度改正により、介護予防サービス事業(介護予防通所介護サービス、介護予防訪問介護サービス、介護予防短期入所生活介護サービス、介護予防給付)が開始となる。

茅ヶ崎市と協議により、平成22年3月31日にて在宅介護支援センター事業は廃止となる。

平成23年6月1日より給食サービス事業について、昼夕選択性の配食に変更となる。

訪問介護・介護予防訪問介護サービス事業について、平成28年3月31日をもって事業を休止する。

通所介護事業について、利用定員が18名以下の事業所は、平成28年4月1日より地域密着型通所介護サービス事業となり、所管が市町村となり茅ヶ崎市となる。

1 基本理念

介護保険制度の基、全役職員が「人間尊重」の精神に則り基本的人権を尊重し、人と人のつながりである「和」を充実させ、常に豊かで快適な生活の確保に努め、老人福祉事業にとりくむ。

「ノーマライゼーション」と「インテグレーション」を概念におき、快適な生活の保障と障害の予防を確保し安定した生活が送れるように努め、老人福祉事業にとりくむ。

2 事業内容

- ・介護老人福祉施設アザリアホーム(重度認知症者棟28床を含む定員82名)の運営。
- ・アザリアホーム短期入所生活介護サービス事業、介護予防短期入所生活介護サービス事業(定員16名)の運営。
- ・アザリアホーム地域密着型通所介護サービス、介護予防通所介護サービス事業(定員10名)の運営。
- ・アザリアホーム居宅介護支援事業(介護給付、予防給付)の運営。
- ・アザリアホーム在宅老人給食サービス事業(茅ヶ崎市委託)の運営。

3 基本指針

急速な高齢化社会を迎え、これに対応すべく新たな制度として平成12年4月1日より介護保険制度が施行され、本法人も「措置」から「保険」へ、「運営」から「経営」へ、「利用者」から「お客様」への変革を全職員が認識し、精神誠意を基本として全職員の意識改革を図り、良質な介護サービスを提供できるよう努めることを基本とする。また、地域における総合的な福祉サービスの拠点となれるように、施設機能の充実及び在宅福祉サービスの充実をより一層図るとともに、老人福祉の向上に努める。更に、法人としての安定した運営には、職員一人一人が与えられた役割を理解し、「今、優先して何をすべきなのか」を考えて最善の結果となるよう努める。

特に今年度については、業務体性、職員体制の見直し及び各種契約の見直しを図ることを基本とし、長期計画としても建物修繕、適切な物品購入及び処分等を行い、より円滑な事業運営が行えるよう努める。また、働きやすい環境を作り離職者数の減少を図り、安定した職員体制が維持できるよう努める。更に、人材難な中、外国人介護福祉士候補者の積極的な受け入れは基より、外国人介護技能実習制度の活用を検討し、更なる人材の安定化を図れるよう努める。

4 基本方針

今年度は収入減解消のため経費削減、入院者数の減、円滑な入退所、各事業所における利用者数及び、入所待機者数の増加に努めることを基本とし、感染症等に起因したサービス休止等の減額防止を図り、年間を通して安定した事業所運営が行えるよう努める。

5 経営理念

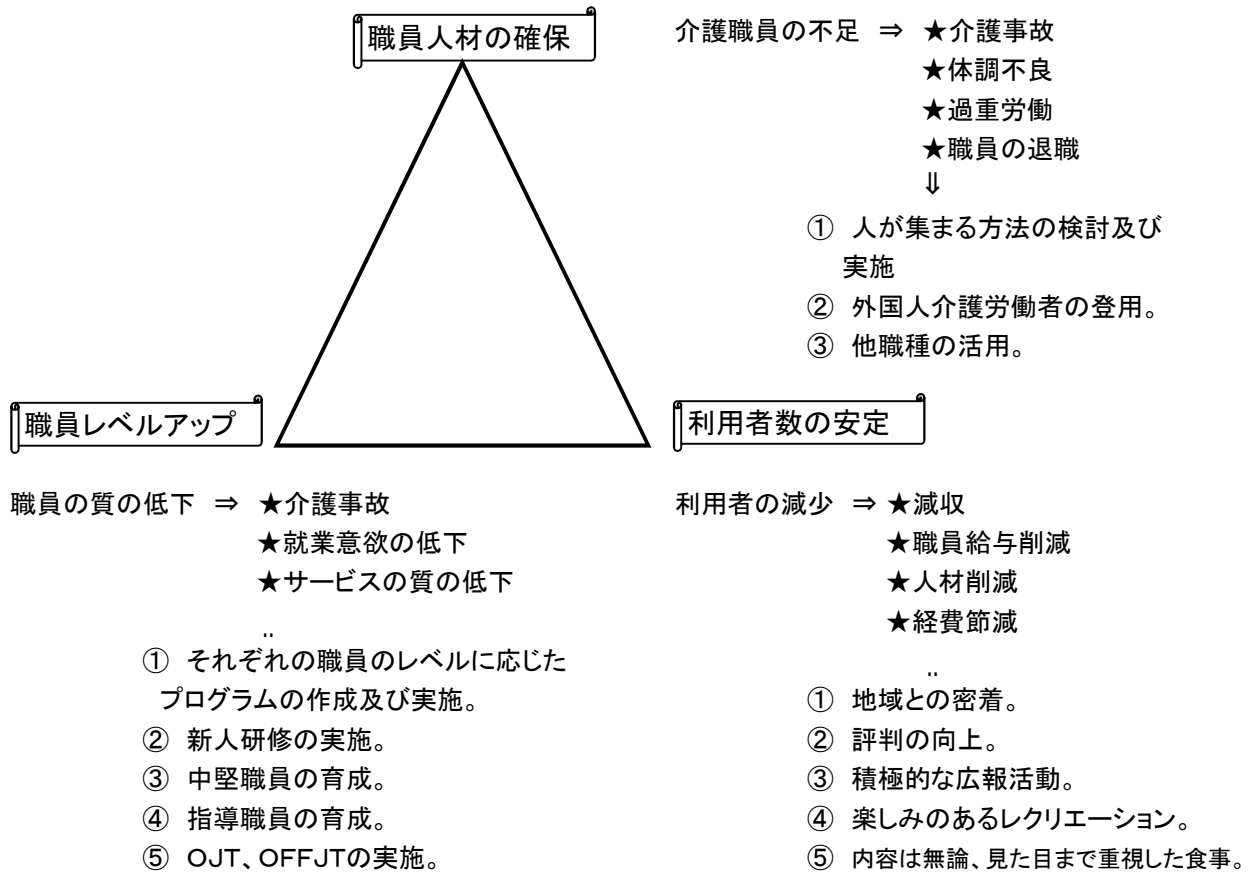
介護保険制度施行の中で、安定した運営から充実した経営を図るにはISO9000及び9001の認定を取得できる体制が必要と考え、全事業及び全職員についての最低基準を定めたマニュアルを作成し、全職員が最低基準を守った中での実施から始め、より基準を高めた中での実施となるように努める。また、充実した経営はお客様満足によるものであり、個々のお客様を大切にすることで公平に扱い、料金を支払っても良いと思われるようなサービスの実施にあたり、評判等選ばれた中での利用者増加となるよう努める。更に、ITを重視した中で、ホームページ及び立看板等によってより多くの方々に施設を紹介し、利用されるお客様を増やせるよう努める。

6 運営方針

- (1) 全職員がサービスの充実を図るため、利用者としてではなくお客様として対応するなかで誠心誠意をもってあたり、個々の職員が「何ができるのか」を考えて職務を遂行し、「結果につながるための行動を」を重視して実施にあたる。
- (2) 自分の身内にも利用を勧められる場所としての、職員として誇りをもてるサービス提供に努める。
- (3) 職員はお客様には笑顔をもって接し、適切な言葉を使い、自発的に言葉掛けを行い、依頼及び希望にそった形でのサービス提供にあたる。
- (4) 職員は報告・連絡・相談等を重視し、特にご意見及び苦情等に耳を傾け、サービスの向上に向けて大切に取り扱い、サービスの充実となるように努める。
- (5) 「アザリア職員の誓い」を呼称した中で、誓いを厳守して実施にあたる。

アザリア職員の誓い

- 1, われわれアザリア職員は、笑顔をもって親切丁寧に対応いたします
 - 2, われわれアザリア職員は、公平平等に対応いたします
 - 3, われわれアザリア職員は、社会福祉法人として適切な対応をいたします
- (6) プロブレムソルビングにより職員の資質向上、安定化に努める。



- (7) 職員研修について、今年度入社の新入人については、新任研修、接遇研修等の施設内外の研修会等に参加し、介護職員としての基礎作りに努め、中堅職員については、神奈川県等で主催される介護技術研修会や認知症研修等に参加し、介護知識、技術の向上に努め、指導職員については、指導者育成研修、身体拘束、虐待等の研修会に参加し人材育成及び、更なる知識、技術の向上に努め、職員全体として、可能な限り勤務調整を行い、職員個々の質に応じた研修への参加の機会を設け、参加した職員は内部研修を開催し研修報告を行い、改善点についての検討、改善を図り、より質の高い選ばれる施設作りに努める。

- (8) ファイブゼロの実現を目指し、より安全で安心した生活環境の構築に努める。

[床ずれゼロ] [感染症ゼロ] [虐待ゼロ] [事故ゼロ] [苦情ゼロ]

7 経営方針

全職員が経営理念を念頭において、収入の増加と経費削減につながることを自覚し、安定した経営を目指す。

具体的には、サービスの利用実績があるものは全て請求漏れの無いようにし、特に国保連の請求漏れについては、可能な限り遡って報酬を得るようにする。又、経営分析を含み適正な人員配置を考慮し、全事業が利潤が出るように努める。

充実した経営を目指す。

また、今年度については、健康管理、事故防止を徹底し、入院者数の減少を図ることを基本とし、入院者については1週間程度での状態確認を実施し、退院が見込まれない判断の際は入院後2

週間程度での円滑な退所を調整し、空床期間が減少できるよう努める。更に、入所待機者数が減少している折、入所申請者については早期事前面接実施、入所可否の判断をすることを基本とし、家族や所在先と調整を行い、可能な限り欠員期間が軽減できるよう努める。

8 業務方針

- (1) 身体位拘束に至る前の代替策の検討、やむを得ず実施する場合における、解除に向けた検討を充実させ、より現介護保険制度に沿った中、安心した生活が送れるよう努める。
- (2) 適切な介護サービス計画(ケアプラン)を作成し、プランに基づいた充実した生活が送れるよう努力するものとする。
- (3) 個々の利用者の自由や人権、プライバシー保護を基本とし、尊厳をもった生活が営めるよう努力するものとする。
- (4) 介護における知識、技術をより向上させ、利用者が安心した生活が送れるよう努力するものとする。
- (5) 社会福祉法人の介護職のプロとしての自覚をもち、熱意と能力を発揮し、適切なサービス提供が行えるよう努力するものとする。
- (6) 入居者及び利用者が張りのある日課によって日々充実した生きがい・喜びのある生活が送れるよう、多種多様な行事、レクリエーション等の立案、実施が行えるよう努力するものとする。
- (7) 認知症の方々の特質の理解及び知識、介護技術の資質向上を目指すものとする。
- (8) 厚生労働省介護ロボット等導入支援特別事業における装着型介護支援ロボット、見守りセンサーベッドの導入に向けた調整を行い業務省力、業務負担の軽減を目指すものとする。

9 事業目標

アザリアホーム事業の利用を必要とされている方々のため、より多くの方々に利用していただけるよう次により努める。

- ① 介護老人福祉施設アザリアホームについては、居室利用率として年間100%に近づけることを目指し、最低限95%以下にならないよう努める。
- ② アザリアホーム短期入所生活介護サービス事業、予防短期入所生活介護事業については、一日平均として14名を目指し、12名以下にならないように努める。
- ③ アザリアホーム通所介護サービス事業、介護予防通所介護サービス事業については、一日平均として10名を目指し、8名以下にはならないよう努める。
- ④ アザリアホーム居宅介護支援事業(介護給付、介護予防給付)については、月平均50件を目指し45件以下にならないよう努める。
- ⑤ アザリアホーム在宅老人給食サービス事業については、利用者数の年間平均として20名を目指し、最低限15名以下にはならないよう努める。

10 重点課題

- ①、汚物除去機や洗濯機等、機器の誤った使用に伴う故障の解消による経費削減は基より、職員一人一人の介護技術の向上を図り、利用者個々の排泄感覚や状態に応じた、適切な紙おむつの選定、使用をし、経費削減に努める。
- ②、各事業所における介護福祉士、介護支援専門員等の有資格者数の増加を図り、より質の高い事業所運営に努める。
- ③、季節に応じた適切な衣類や寝具等の選定は基より、節電、節水対策を基本とした中、適切な館内の温度、湿度調節を行い、疾病による入院者数の減少を図り経営状態の維持に努める。

11 施設整備

20年が経過した施設設備維持のため、様々な箇所の修繕が必要となってきたが、緊急を余儀なくされる修繕以外に、昨年度同様、既存棟外壁塗装等が急務と指摘を受けており、引続き施設全体を複数年かけて完了するように実施に努める。

12 会議予定

会議名称	実施予定回数	会議内容
法人役員会	年4回	理事会・評議委員会
職員会議	年2回	職員全体での調整
運営会議	月1回	各サービスの運営等についての検討
経営会議	月1回	各サービスの経営状況の把握、改善に向けた検討
衛生会議	月1回	衛生面全般の対応の調整、検討等
医務会議	年2回	緊急時対応、感染症対応等
給食会議	年1回	食事についての検討
防災会議	年1回	各訓練についての検討
入所判定会議	月1回	入所申請者の検討
在宅会議	月1回	在宅サービス間の調整
ケア会議	月1回	処遇全般に関しての検討
ケース会議	月1回	入居者個々の問題についての検討
行事会議	月1回	月間行事についての検討
献立会議	月1回	前月の献立会議の内容を見直しながらの、月間献立内容の検討
地域密着型通所介護運営推進会議	年2回	活動報告、評価・要望・助言等の確認及び、今後の運営について

13 防災計画

東日本大震災から5年が経過し未だ完全復興には至っていない現状の中、より実態に沿った防災訓練(年間防災計画のとおり)を実施する。また、災害時における拠点としての役割を担うべく、茅ヶ崎市消防署及び堤地区第17分団との連携を図っていくと同時に、積極的に地域住民との交流の機会を設け、より地域に根付いた密接な関係作りに努める。また、茅ヶ崎市との契約による災害時における要介護者等の緊急受入れ協定施設としての役割を果たせるよう、行政及び関係各機関等との連携を図り体制の構築に努める。更に、定期的な備蓄品や消火機器等の使用期限の確認等を行い、非常災害時により適切に有効活用できるよう努める。

年間防災計画

月	訓練項目	訓練内容
5月	避難訓練(日中想定)	日中の火災を想定した避難誘導訓練。
7月	消火訓練	消防署に的を借り、実際に消火器を使用した訓練。
9月	避難訓練(夜間想定)	夜間の火災を想定した避難誘導訓練。
11月	消火訓練	消防署に的を借り、実際に消火器を使用した訓練。
1月	避難訓練(日中想定)	日中の火災を想定した避難誘導訓練。
3月	総合訓練	通報から、初期消火、避難誘導までの総合的な訓練。

役員会会議日程

社会福祉法人湘南福寿会

(日 時)

平成11年 3月19日

平成10年度社会福祉法人湘南福寿会本部会計収支補正予算(第2次)

平成11年度社会福祉法人湘南福寿会本部会計支出補正予算(第2次)は、次に定めるところによる。

(収支補正予算の補正)

第1条 収入支出予算の総額に収入支出それぞれ600,000円を追加し、収入支出予算の総額を収入支出それぞれ57,220,000円とする。

第2条 収入支出予算の科目区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の収入支出予算の金額及び予算に関する説明は「平成11年度本部会計収支補正予算書」による。

平成11年3月19日

社会福祉法人湘南福寿会
理事長 小林 義之

提案理由

本案は、社会福祉福祉法人湘南福寿会定款第16条の規定による。

平成11年度社会福祉法人湘南福寿会施設会計収支補正予算(第2次)

平成11年度社会福祉法人湘南福寿会施設会計支出補正予算(第2次)は、次に定めるところによる。

(収支補正予算の補正)

第1条 収入支出予算の総額に収入支出それぞれ5,500,000円を追加し、収入支出予算の総額を収入支出それぞれ256,800,000円とする。

第2条 収入支出予算の科目区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の収入支出予算の金額及び予算に関する説明は「平成11年度施設会計収支補正予算書」による。

平成11年3月19日

社会福祉法人湘南福寿会
理事長 小林 義之

提案理由

本案は、社会福祉福祉法人湘南福寿会定款第16条の規定による。

平成10年度社会福祉法人湘南福寿会在宅会計収支補正予算(第2次)

平成11年度社会福祉法人湘南福寿会在宅会計支出補正予算(第2次)は、次に定めるところによる。

(収支補正予算の補正)

第1条 収入支出予算の総額に収入支出それぞれ600,000円を追加し、収入支出予算の総額を収入支出それぞれ57,220,000円とする。

第2条 収入支出予算の科目区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の収入支出予算の金額及び予算に関する説明は「平成11年度本部会計収支補正予算書」による。

平成11年3月19日

社会福祉法人湘南福寿会
理事長 小林 義之

提案理由

本案は、社会福祉法人湘南福寿会定款第16条の規定による。

議案 第 9号

社会福祉法人湘南福寿会就業規則の一部を改正する規程

社会福祉法人湘南福寿会就業規則(平成2年3月1日制定)の一部を次のように改正する。

第 3条中(3)を削り、(4)を(3)、(5)を(4)に繰り下げる。

第41条第2項中「その後1年を超えるごとに1労働日を加算した有給休暇が与えられる」を「その後1年を超えるごとに全労働日の8割以上を出勤した者について次表で定める日数を与える」に改め同条第2項の次に次の表を加える。

勤務 年数	6ヶ月	1年 6ヶ月	2年 6ヶ月	3年 6ヶ月	4年 6ヶ月	5年 6ヶ月	6年 6ヶ月	7年 6ヶ月	8年 6ヶ月	9年 6ヶ月	10年 6ヶ月以上
付与 日数	10	11	12	14	16	17	18	19	20	20	20

平成11年3月19日

社会福祉法人湘南福寿会
理事長 小林 義之

提案理由

本案は労働基準法の一部改正に伴う有給休暇の改正及び介護保険制度に対応するための改正にもとづき提案する。

平成28年度特別養護老人ホームアザリアホーム事業計画書

1 運営方針

介護保険法に基づく介護老人福祉施設事業、短期入所生活介護サービス事業を実施する。

2 実施計画

介護保険法に基づき特別養護老人ホームアザリアホームは、介護老人福祉施設アザリアホーム運営規程とアザリアホーム短期入所生活介護サービス運営規程により、福祉向上に努めるものとする。

3 基本理念

介護保険制度下において可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行なうことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指し、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスを提供し、地域や家庭との結びつきを重視した運営に努めるものとする。また、介護保険制度下において、施設サービス計画に基づき、利用者の個々のニーズに合わせた適切なサービスを基本とし身体的、精神的に安定した日常生活が送れるよう援助し、居室のユニット化により利用者のニーズや特質を把握し、個々の処遇の統一化を図り、利用者主体のサービス提供を目指すものとする。更に、理学療法士、作業療法士による機能訓練等により残存機能の維持、向上に努める。

4 基本方針

- ① 利用者については、利用者個々の特性を重要視し、適切なオムツ使用、移動方法、入浴方法等の介護内容を再検討し、より個々の特質に応じた質の高いサービス提供が行えるよう努める。また、緊急止むを得ず実施している身体拘束について、代替対策等の十分な検討を実施し、その結果を記録することを基本とし、日々の状態観察の徹底及び、会議の充実化を図り、実施者ゼロに向けた取り組みに努めると同時に、事故発生時や事故の発生に至る危険性がある事態が生じた場合には、即時その発生原因の分析を行い、再発防止を図り、より安心且つ安全な生活が継続できるよう努める。更に、個々の認知症利用者における集団生活上支障となり得る行動や言動等を再認識し、他の利用者との円滑な共同生活が送れるよう検討し人権擁護に努める。
- ② 経営については、個々の職員が介護保険制度の理解及び、経営状況を念頭に置くことを基本とし、一つ一つの使用品について無駄の軽減、解消意識を持った中で就業し、改善可能と思われる事柄については積極的に改善点の提案を行い、改善できるよう努める。また、使用物品等の取り扱いについても慎重且つ丁寧に行い、可能な限り長期及び安全に使用できるよう努める。更に、入院者が増加することにより収入が減少することを再認識し、回避可能な疾病予防及び、入院者における退所時期の早期見極め、円滑な入退所に努める。
- ③ 防災については、地域との積極的な交流の機会を設け、非常災害時等の際における協体制の構築に努めることを基本とし、近隣施設や関係機関等との情報共有を密に行い、協体制の構築に努める。また、平素の防災訓練等のより充実可図り、安全且つ円滑に対応できるよう努める。
- ④ 職員については、先輩、後輩を問わず意見を述べやすい環境作りに努めることを基本とし、日々の業務の中で介護技術指導を行い、職員全体としての資質向上が図れるよう努める。

また、限られた職員数の中、業務内容の問題点、改善点等の抽出・改善を図り、より円滑に業務が遂行できるよう努める。更に、現職員個々が必要不可欠な大切な人材であることを再認識し、互いに精神的変化等を早期にくみ取り、積極的に相談、助言を行い、可能な限り長きにわたり就労していただけるよう努める。

- ⑤ 短期入所生活介護については、営業地域内における居宅介護支援事業所、包括支援センター等に積極的に空き情報を提供し、依頼に対しては積極的に且つ迅速に受入れ調整を行えるよう努める。また、新規居宅介護支援事業所について、積極的に営業活動を行い依頼事業所数の増加を図り、より安定した経営状態が維持できるよう努める。更に、行政や医療機関等からの緊急、困難ケースについても積極的に調整、受入れを行い、年間を通して安定した経営が維持できるよう努める。

5、基本指針

- 一、利用者個々の排泄リズムを検証、検討し、排泄機能の維持、向上を図ることは基より、紙おむつやパット等の使用頻度、方法、排泄介助回数の個別化を図り、より適切な排泄介助を行い、結果として経費削減につながるよう努める。
- 二、平素の食事・水分摂取量の観察、フロア・居室の温湿度調節、適切な衣類・寝具の使用を徹底し疾病の予防を図り、入院者数の減少に努める。
- 三、身体拘束について、「行ってはならない」ということを再認識し、入所前における代替策の検討、緊急やむを得ず行う際の検討・記録、実施中の経過記録、解除に向けた検討・記録の徹底を図り、身体拘束ゼロに努め、より介護保険制度に沿った事業所運営が行えるよう努める。
- 四、事故防止について、事故には至らないが危険を感じたケースや、実際にやむを得ず発生してしまった事故については、職員個々が危機意識を持ち、早期に報告・記録・情報共有・防止策の検討を行い再発防止を図り、より安全な生活環境作りに努める。
- 五、ナースコールがないことが虐待であることを再認識し、巡回時や水分補給時等における確認を徹底し、利用者個々にいつでも呼んでいただけ、即座に対応できる体制作りを図り、より安心した生活を送っていただけるよう努める。
- 六、家族への状態変化の連絡の際は、状態変化が改善された際の連絡の必要性についても意向を確認し、改善された際にも報告を行い、家族との情報共有、信頼関係の構築に努める。
- 七、個々の職員が日々の体調管理に留意することは基より、体調変化の際は自己判断することなく早期連絡、相談を行うと同時に、状況により早期治療を行い休業期間の短縮及び早期復帰を図り、安定した職員体制が維持できるよう努める。

6 年度目標

- 一、職員個々が「忙しいから」、「時間がないから」、「他の人もそうだから」等の理由で、粗雑な言葉遣いや乱暴と捉え兼ねない介助を行うことなく、より介護保険制度に基づくお客様意識、プロ意識を持ったサービス提供が行えるよう努める。
- 二、職員個々が事故時や状態確認時等の際において「わからない」、「気付いたら」等責任所在不明な状況や、状況報告が行えないことがないよう、業務上の責任を再認識し、より職員意識及び介護のプロとしての意識を持って就業できるよう努める。
- 三、個々の職員が館内の臭いや汚れに対して「後ですればいいや」、「誰かが行ってくれるだ

ろう」と見過ごすことがなく即時解消をし、より清潔感のある施設環境作りに努める。

四、車椅子・リクライニングの空気抜け、椅子・テーブル等のぐらつき等、使用物品の安全確認・早期改善を行い、事故の危険性がなく安心して使用できるよう物品整備に努める。

五、職員個々が申し送りやミーティング内容を「聞いていなかった」、「知らなかった」等の事由により異なった対応を行うことがないよう周知手段の徹底を図り、より統一したサービス提供が行えるよう努める。

7 計画

① 職員研修

月	研修内容
4月	介護技術(排泄)
6月	認知症利用者とのコミュニケーション
8月	介護技術(入浴)
10月	感染症対応について(インフルエンザ等の予防・対応方法)
12月	介護技術(食事)
2月	介護技術(移動・移乗)
特記	* 職員状況を考慮しながら、外部研修への参加をする。

② 行事

利用者及び家族の意見繁栄を念頭におき、入所中の生活がより安心且つ充実したものとなるよう花見、茅ヶ崎市花火大会見物等の各種外出行事(年間行事予定のとおり)や、施設内においての菖蒲湯、柚湯等を取り入れ日常生活においての、春夏秋冬それぞれの季節感の認知を目指し、年間を通じてボランティア等の協力を導入しながら利用者主体の特徴のある行事を計画するものとする。

年間行事予定

施設行事	施設内		外出	
	・納涼祭(8月) ・敬老祝い会(9月)		・新年祝い会(1月)	
4月	・押し花作り		・花見 ・ トマト狩り	
5月	・菖蒲湯 ・端午の節句 ・買い物の会		・近隣散策(つつじ見物)	
6月	・梅ジュース作り			
7月	・七夕の会(笹飾り見物、たこ焼き) ・浜降祭御輿見物		・平塚七夕祭見物	
8月	・スイカ割り ・ かき氷の会		・茅ヶ崎市花火大会見物	
9月	・ビデオ鑑賞会 ・すみれ幼稚園慰問		・茅ヶ崎市敬老会	
10月	・小林幼稚園慰問		・小出地区運動会	
11月	・買い物の会 ・ 秋葉台幼稚園慰問		・菊花展見物(長久保公園)	
12月	・柚湯 ・ クリスマス			
1月	・どんど焼き ・書初め			
2月	・節分			
3月	・ひな祭り ・ 桜餅作り		・近隣散策(梅見物等)	
月例	・PT、OT、散髪、誕生会、ボランティア			

年間クラブ活動予定

クラブ名	実施日	実施内容
------	-----	------

貼り絵クラブ	毎週火曜日	季節感のある作品作りをする
スポーツクラブ	毎週金曜日	体を動かすことによる気分転換及び他者との交流を図る。

③ 給食

健康の源であり、又、日々の大きな楽しみとなっている給食については、熱量、たんぱく質、脂肪、塩分等の栄養バランスの取れた食事に留意し、栄養士が立てる魅力ある献立になるように、利用者の身体状況及び嗜好調査、検食簿の記載内容を重視する。また、施設が別に定める特別な食事サービスの中から、利用者が選定する特別な食事を導入し、食欲増進、楽しく安全に食事ができるように努める(年間行事食予定のとおり)。

特に今年度は、当然のことながら、二度と食中毒を起こさぬよう、自己及び同居家族の健康管理を徹底することを基本とし、入所者に直接聞き取りを行う機会を増やし、嗜好や要望を取り入れた献立や、新メニュー作りに取り組むことにより、健康維持のためではなく毎日楽しめるメニューが提供できるよう努める。また、毎月のメニュー会議において介護、看護等関係各課からの意見や要望を積極的に取り入れ、安全で食べやすく食欲増進につながるメニューが提供できるよう努める。更に、栄養士と調理委員が協同しメニューや食事形態、盛り付け等における検討の機会をより充実させ食事内容の向上に努める。

年間行事食予定

4月	春のちらし寿司
5月	子供の日食 ・ 母の日食
6月	父の日食
7月	七夕食 ・ 土用の丑の日食
8月	納涼祭バイキング食
9月	防災食 ・ 敬老会食
10月	ハロウィン
11月	寿司の会
12月	クリスマス食 ・ 年越しそば
1月	新年会食 ・ 七草食 ・ 鏡開き
2月	バレンタイン
3月	雛祭り食 ・ ホワイトデー
月例	誕生会食 ・ 選択食

④ 環境

施設内の美化・環境衛生を充実させ、利用者身辺の整理整頓等に注意する。また、昨年度に引き続き、施設内の消毒、清掃等衛生管理体制を徹底しノロウイルス等の食中毒や、疥癬等の感染症の防止に努める。

特に今年度については、昨年度に引き続き館内全体の消臭を徹底し、利用者はもちろん、来園される方々により爽快感のある環境作りに努める。また、昨年度に引き続き、施設内の消毒、清掃等衛生管理体制を徹底しノロウイルス等の食中毒や、疥癬等の感染症の防止に努める。

⑤ 健康管理

利用者個々の既往・現病等実態を的確に把握し、嘱託医師と綿密な連絡をとり疾病の予防に努め、感染症対策、緊急時対応等施設内外の研修を通じてマニュアル化の基、より適切

な対応が図れるよう努めるものとする。また、日々の全身状態の観察はもちろん、入居者の退院時や短期入所利用者の受け入れ時等についても、全身状態の観察を徹底し、感染症の予防、早期発見に努める。

特に今年度については、状態変化時における家族、主治医等への早期相談、受診を調整し、可能な限り入院の未然防止を図ることを基本とし、入院者については適宜状態確認を行い、状況により退所に向けた円滑な相談を行い、安定した在居者数の維持に努める。また、昨年に引き続き、管内全体の温度や湿度の管理を徹底し、より安定した入所者の生活環境の維持及び、職員体制の安定に努める。更に、職員や外部等からの持ち込みによるインフルエンザ等の感染症対策をより徹底すると同時に、万が一感染者が発生してしまった際は、徹底した蔓延防止対策を行い、より安心感のある安定した運営が行えるよう努める。

平成11年度社会福祉法人湘南福寿会事業計画

福寿会事業計画書」、「平成11年度特別養護老人ホームアザリアホーム事業計画書」、「平成11年度アザリアホームケアセンター事業計画書」に定めるところによる。

平成11年3月19日

社会福祉法人湘南福寿会
理事長 小林 義之

提案理由 本案は、社会福祉法人湘南福寿会定款第16条の規定により提案する。

平成11年度社会福祉法人湘南福寿会事業計画書

事業計画

社会福祉法人湘南福寿会が平成元年11月20日付けにより社会福祉事業法第29条による認可を受け設立、本法人が経営する特別養護老人ホームアザリアホームが平成2年5月1日に開設し措置入所事業を開始、その後老人短期入所事業を平成2年7月1日より開始、ミドルスティ事業を平成4年度より実施し本年度についても国のモデル事業として行う。

又、本法人が経営するアザリアホームケアセンターが平成2年9月1日に開設しデイサービス事業を開始、その後家庭奉仕員派遣事業を平成2年10月1日より開始、在宅老人等給食サービス事業を平成3年7月1日より開始、在宅介護支援センター事業を平成5年4月1日より開始、施設入浴サービス事業を平成6年7月1日より開始、保健・医療・福祉サービス・ウィークリープラン（週間介護計画）作成チーム運営事業を平成7年4月1日より開始する。

今年度より施設入浴サービス事業は廃止となり、デイサービス事業に吸収する。

1 基本理念

全役職員が「人間尊重」の精神にのっとり基本的人権を尊重し、人と人のつながりである「和」を充実させ、常に豊かで快適な生活の確保に努め、老人福祉事業にとりくむ。

「ノーマライゼーション」と「インテグレーション」を概念におき、快適な生活の保障と阻害の予防を確保し安定した生活が送れるように努め、老人福祉事業にとりくむ。

2 事業方針

- ・特別養護老人ホームアザリアホーム措置入所事業の運営。
- ・老人短期入所事業アザリアホーム（茅ヶ崎市、藤沢市、高座郡寒川町、鎌倉市、大和市委託）の運営。
- ・アザリアホームケアセンター在宅老人デイサービス事業（茅ヶ崎市委託）の運営。
- ・アザリアホームホームヘルパー派遣事業（茅ヶ崎市委託）の運営。
- ・アザリアホームケアセンター在宅老人給食サービス事業（茅ヶ崎市社会福祉協議会委託）の運営。
- ・アザリアホーム在宅介護支援センター事業（茅ヶ崎市委託）の運営。
- ・アザリアホーム保健・医療・福祉サービス・ウィークリープラン（週間介護計画）作成チーム運営事業（茅ヶ崎市委託）の運営。

3 基本方針

高齢者を迎え、新たな高齢者制度として介護保険法が平成9年12月9日の臨時国会で可決成立し、平成12年4月から施行される。介護保険制度の創設は社会福祉法人を取り巻く環境を激変させ、現行の措置制度の下で運営されてきた法人経営が介護保険導入を機に大きな転換を迫られており、新しい未経験の対応をしていかなければならない。本法人も良質の介護サービスを提供していくことにあり、地域における総合的な福祉サービスの提供を拠点として、施設機能の充実と在宅福祉サービスのより一層の展開を図ると共に、公的介護による制度上の変化を視野に入れながら、施設福祉及び在宅福祉をつうじて老人福祉の向上に一層の精進をしていくものとする。

4 運営方針

- (1) 入所者及び利用者については、健康管理、処遇の充実強化と実態に即したきめ細かな配慮に努力するものとする。
- (2) 老人のニーズの変化に合わせ有効的な利用がなされ、常に豊かで快適な生活の確保と保障がなされるように努力するものとする。
- (3) 入居者及び利用者の生命が安全に守られ安らかな安定した環境と個人としての自由と、集団・社会との関係が調整・保障される環境が提供できるように努力するものとする。
- (4) 老人福祉について積極的な熱意と能力を有する職員によって、適切な処遇が行えるように努力するものとする。
- (5) 入居者及び利用者が張りのある日課によって日々充実した生きがい・喜びのある生活が送れるよう、長期的な計画を立案し、それに基づいて施行されるように努力するものとする。

5 予算

本部会計の平成10年度予算は、収入支出の総額56,128,000円で、前年度総額56,620,000円に比較し492,000円減となる。

平成11年度社会福祉法人湘南福寿会収支予算

平成11年度社会福祉法人湘南福寿会本部会計収支予算は、次に定めるところによる。

(収入支出予算)

第 1条 収入支出予算の総額はそれぞれ56,620,000円とする。

第 2条 収入支出予算の科目の区分及び当該区分ごとの金額並びに予算に関する説明は、「平成11年度本部会計収支予算書」による。

平成11年度社会福祉法人湘南福寿会施設会計収支予算は、次に定めるところによる。

(収入支出予算)

第 1条 収入支出予算の総額はそれぞれ251,300,000円とする。

第 2条 収入支出予算の科目の区分及び当該区分ごとの金額並びに予算に関する説明は、「平成11年度施設会計収支予算書」による。

平成11年度社会福祉法人湘南福寿会在宅会計収支予算は、次に定めるところによる。

(収入支出予算)

第 1条 収入支出予算の総額はそれぞれ87,020,000円とする。

第 2条 収入支出予算の科目の区分及び当該区分ごとの金額並びに予算に関する説明は、「平成11年度在宅会計収支予算書」による。

平成11年3月19日

社会福祉法人湘南福寿会
理事長 小林 義之

提案理由 本案は、社会福祉法人湘南福寿会定款第16条の規定により提案する。

役員会会議日程

社会福祉法人湘南福寿会

(日時) 平成11年3月19日 金曜日 午後4時

(場所) アザリアホーム会議室

日程第1 議案第 8号 社会福祉法人湘南福寿会経理規程の一部を改正する規程

日程第2 議案第 9号 社会福祉法人湘南福寿会就業規則の一部を改正する規程

日程第3 議案第10号 社会福祉法人湘南福寿会臨時職員就業規則の一部を改正する規程

日程第4 議案第11号 社会福祉法人湘南福寿会給与規程の一部を改正する規程

日程第5 議案第12号 平成10年度施設会計収支補正予算

日程第6 議案第13号 平成10年度在宅会計収支補正予算

日程第7 議案第14号 社会福祉法人湘南福寿会平成11年度事業計画

日程第8 議案第15号 社会福祉法人湘南福寿会平成11年度収支予算

日程第9 その他

平成10年度社会福祉法人湘南福寿会本部会計収支補正予算(第2次)

平成11年度社会福祉法人湘南福寿会本部会計支出補正予算(第2次)は、次に定めるところによる。

(収支補正予算の補正)

第1条 収入支出予算の総額に収入支出それぞれ600,000円を追加し、収入支出予算の総額を収入支出それぞれ57,220,000円とする。

第2条 収入支出予算の科目区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の収入支出予算の金額及び予算に関する説明は「平成11年度本部会計収支補正予算書」による。

平成11年3月19日

社会福祉法人湘南福寿会
理事長 小林 義之

提案理由

本案は、社会福祉福祉法人湘南福寿会定款第16条の規定による。

平成11年度社会福祉法人湘南福寿会施設会計収支補正予算(第2次)

平成11年度社会福祉法人湘南福寿会施設会計支出補正予算(第2次)は、次に定めるところによる。

(収支補正予算の補正)

第1条 収入支出予算の総額に収入支出それぞれ5,500,000円を追加し、収入支出予算の総額を収入支出それぞれ256,800,000円とする。

第2条 収入支出予算の科目区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の収入支出予算の金額及び予算に関する説明は「平成11年度施設会計収支補正予算書」による。

平成11年3月19日

社会福祉法人湘南福寿会
理事長 小林 義之

提案理由

本案は、社会福祉法人湘南福寿会定款第16条の規定による。

平成10年度社会福祉法人湘南福寿会在宅会計収支補正予算(第2次)

平成11年度社会福祉法人湘南福寿会在宅会計支出補正予算(第2次)は、次に定めるところによる。

(収支補正予算の補正)

第1条 収入支出予算の総額に収入支出それぞれ600,000円を追加し、収入支出予算の総額を収入支出それぞれ57,220,000円とする。

第2条 収入支出予算の科目区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の収入支出予算の金額及び予算に関する説明は「平成10年度在宅会計収支補正予算書」による。

平成11年3月19日

社会福祉法人湘南福寿会
理事長 小林 義之

提案理由

本案は、社会福祉法人湘南福寿会定款第16条の規定による。

議案第11号

社会福祉法人湘南福寿会給与規程の一部を改正する規程

社会福祉法人湘南福寿会給与規程(平成2年3月1日制定)の一部を次のように改正する。

第 3条中「別表(1)」を別紙のように改める。

第 8条第2項中「別表(5)」を別紙のように改める。

第23条中「扶養手当、調整手当及び管理職手当」を「扶養手当及び管理職手当」に改める。

付 則

- 1 この規程は平成10年3月19日から施行し、第3条、第8条2項については平成10年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。第3条、第8条2項については平成10年4月1日から適用し、第23条第2項については平成11年4月1日から適用する。
- 2 この規程の施行前に適用日からこの規程の施行日の前日までの間に改正後の規程の適用を受ける職員に対し既に支払われた給与は、この規程による改正後の給与規程に基づく給与の内払いとみなす。

平成11年3月19日

社会福祉法人湘南福寿会
理事長 小林 義之

提案理由

本案は国家公務員給与改定に伴い老人保護措置費の単価改正により適切な運営を実施するよう職員給与を改定するため提案する。

別表(1) {給料表}

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
号級	円	円	円	円	円

1	136,500	161,200	199,400	253,400	325,600
2	139,900	168,300	207,500	262,100	337,300
3	143,500	175,800	216,200	271,700	349,700
4	147,300	183,600	225,200	281,700	362,400
5	151,400	191,500	234,200	291,800	374,700
6	155,900	199,300	243,100	301,500	386,900
7	161,100	206,900	251,700	310,800	399,000
8	167,400	214,300	259,800	320,000	411,000
9	174,100	221,500	267,600	329,000	422,900
10	181,000	228,600	275,300	337,900	434,500
11	187,800	235,600	282,900	346,700	445,800
12	194,500	242,500	290,500	355,400	456,600
13	200,900	249,200	298,000	364,000	466,700
14	206,600	255,500	305,400	372,500	475,800
15	211,700	261,200	312,700	380,700	483,900
16	216,300	266,800	319,900	388,600	491,300
17	220,500	271,700	326,900	395,400	498,100
18	224,500	276,600	333,400	401,200	504,300
19	228,300	281,300	339,200	406,300	509,900
20	232,000	285,800	344,300	410,900	514,900
21	235,500	290,100	348,808		
22	238,700	293,900	352,900		
23	241,600	297,200	356,500		
24	244,000	300,000	359,800		
25	246,100	302,500	362,700		

給与改正新旧对照表

現行扶養手当

配偶者	16,500円
配偶者以外の扶養親族のうち2人まで1人につき	6,500円
配偶者がいない職員の扶養親族のうち2人まで1人につき	11,000円
その他の扶養親族	2,000円
扶養親族たる子のうち15歳に達する日後の最初の4月1日か22歳に達する日以後の最初の3月31日まで1人につき	4,000円加算

改正扶養手当

配偶者	現行どおり
配偶者以外の扶養親族のうち2人まで1人につき	現行どおり
配偶者がいない職員の扶養親族のうち2人まで1人につき	現行どおり
その他の扶養親族	現行どおり
扶養親族たる子のうち15歳に達する日後の最初の4月1日か22歳に達する日以後の最初の3月31日まで1人につき	5,000円加算

議案第11号

社会福祉法人湘南福寿会就業規則の一部を改正する規程

社会福祉法人湘南福寿会就業規則(平成2年3月1日制定)の一部を次のように改正する。

第3条中(3)を削り、(4)を(3)とし、(5)を(4)に繰り下げる。

第41条第2項中「その後1年を超えるごとに1労働日を加算した有給休暇が与えられる」を「その後1年を超えるごとに全労働日の8割以上を出勤した者について次表で定める日数を与える」に改め同条2項の次に次の表を加える。

平成11年3月19日

社会福祉法人湘南福寿会
理事長 小林 義之

提案理由

本案は労働基準法の1部改正に伴う有給休暇の改正及び介護保険制度に対応するための改正にもとづき提案する。

議案第11号

社会福祉法人湘南福寿会臨時職員就業規則の一部を改正する規程

社会福祉法人湘南福寿会臨時職員就業規則(平成2年3月1日制定)の一部を次のように改正する。

第 7条中表を次表に改める。

平成11年3月19日

社会福祉法人湘南福寿会
理事長 小林 義之

提案理由

本案は労働基準法の1部改正に伴う有給休暇の改正にもとづき提案する。

|

)

別表(1) [給料表]

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

	円	円	円	円	円
1	137,200	162,200	200,400	253,900	325,700
2	140,600	169,300	208,500	262,400	337,400
3	144,200	176,900	217,400	272,300	349,800
4	148,000	184,700	226,400	282,300	360,100
5	152,200	192,600	232,800	290,400	369,700
6	156,900	200,400	237,200	297,900	379,100
7	162,100	206,300	245,000	305,200	388,300
8	168,400	209,200	252,700	312,400	397,300
9	173,000	215,600	258,500	319,500	406,200
10	176,100	221,500	262,800	326,500	415,000
11	182,000	226,300	269,300	333,400	423,700
12	186,500	230,200	275,600	340,200	432,200
13	189,800	236,600	280,300	346,900	440,600
14	195,500	241,000	284,800	353,400	448,800
15	199,400	245,300	291,000	359,700	456,800
16	202,500	249,400	296,300	365,800	464,500
17	207,200	253,900	301,500	371,700	471,900
18	211,800	258,300	306,600	377,500	478,900
19	215,700	262,600	311,600	383,200	485,500
20	219,400	266,800	316,500	388,800	491,900
21	222,900	270,900	321,300		
22	226,300	274,800	326,000		
23	229,600	278,600	330,600		
24	232,700	282,300	335,100		
25	235,700	285,900	339,400		

号級改正について

号級については今回改正があり、詳細については「給与改正新旧対照表」による。

平成28年度在宅サービス事業計画書

1 [基本計画]

平成18年4月1日より介護保険制度の改正により、介護予防事業が開始となり、各事業が介護サービス、介護予防サービスのサービス内容の違いを再認識し、個々の利用者のニーズにあわせたサービス提供に努め、在宅生活利用者の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上に努める。更に在宅介護の支援として地域在宅福祉の拠点充実に努力する。また、平成27年度社会福祉法人湘南福寿会事業計画に基づき、介護保険制度とも十分に整合性を図り、職員一同より一層のサービスの充実を図る。

2 [運営計画]

通常と変わりなく施設の円滑な運営は職員相互の融和協調による職場の人間関係を保つことが最も重要である。施設内研修をはじめ職員会議、在宅会議、ケース会議、ケア会議、行事会議、サービス評価会議、給食会議等、実践に即したものを行なっていく。また、各事業が新規利用者獲得のため、魅力あるサービス内容の検討、個々の利用者の特質に合わせた介護サービスを提供し、引き続き感染症等事業所の事由による長期休業がおこらないよう予防対策をより徹底し、年間を通じて安定した運営ができるよう努める。

(1) 居宅介護支援センター

居宅介護支援センターは、介護支援専門員により要介護状態等になった利用者が、可能な限り在宅においてその要する能力に応じ、自立した日常生活が営むことができるよう支援を行う。介護支援専門員は、利用者・家族との協議によりサービスの選択に基づき関係市町村地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。また、居宅介護支援センターは、利用者の意思及び人権を尊重して常に利用者・家族の立場に立って、利用者に提供される居宅サービスが特定な種類の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行うことに努める。更に、利用者・家族に対し、満足のいくようなケアプランを作成し、毎月プランを見直すことでより安定したサービスが提供できるように努める。

特に今年度においては、地域包括支援センターや行政等からの依頼による、緊急依頼や困難ケースの積極的な受け入れを行い、より地域住民の一助となるよう努める。また、行政主催の研修や介護支援専門員の集まり等に積極的に出席し、情報収集及び資質向上に努める。

① 基本指針

- ア. 刻々と変わる法の内容を熟知し、実態に応じたより適切なケアプラン作成が行えるよう努める。
- イ. 個々の職員が最大担当可能件数の利用者獲得を図り、年間を通してより安定した事業所運営が行えるよう努める。
- ウ. 緊急ケースや、困難ケースの受け入れを積極的に行い、より地域住民の一助となるよう努める。
- エ. 事業所評価、業務チェックをより有効活用し、定期的に事業所運営や業務の見直しを行い、より選ばれる事業所作りに努める。

② 年度目標

- ア. サービス提供票は、提供前月の概ね25日(休業日の際はその前日)までには各事業所へ交付できるよう努める。
- イ. 各サービスにおける未利用事業所の情報収集、積極的な利用を調整し、選択肢の増加を図り、より個々の利用者のニーズに沿ったケアプラン作成が行えるよう努める。
- ウ. 状態変化によりサービス調整が行き詰った際に、すぐに施設サービスという意識を改革し、様々な在宅サービスの検討、調整を行い、可能な限り住み慣れた生活環境で生活が継続できるよう努める。
- エ. 各サービス提供事業所との連絡調整を密に行い、傷病の早期発見、早期対応を行い、安定したケアプラン作成が行えるよう努める。

③ 研修計画

月	研修内容
4月	接遇について。
6月	認知症利用者との関わりについて。
8月	緊急時及び災害発生時の対応について。
10月	感染症予防と発生時の対応について。
12月	サービス提供事業者、地域包括支援センター等との連携について
2月	苦情対応について
特記	<ul style="list-style-type: none"> * 困難事例等については適時全体で検討していく。 * 年に4回個々の業務チェックと、年に2回の事業所評価を行う。 * 個々が研修へ出席した際は、適時事業所内情報共有を図る。

(2) 通所介護事業

ケアセンターアザリアホーム通所介護サービス運営規定に基づき、利用者の要介護、要支援状態等がいかなる場合でも、通所サービスを提供することにより、利用者の自立的な生活の助長、心身機能の維持向上、家族の身体的・精神的な負担の軽減を図るよう努める。ニーズの多様化に伴い、サービスメニューの充実及び円滑な実施(デイサービス年間行事予定表のとおり)、職員の資質の向上に努めるとともに、常に利用者の立場に立って信頼と安心のできる介護を目指す。

特に今年度においては、介護保険の法改正に伴い、利用定員18名以下の事業所は、平成28年4月1日より地域密着型地域密着型通所介護となり所管が市町村となるため利用者、家族、地域住民の代表者、地域包括支援センター、市町村職員等により構成される運営推進会議を設置し、定期的に活動状況の報告及び、要望、評価、助言等を聴く機会を設け、より制度に沿ったサービス提供が行えるよう努める。また、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流を図り、より地域に根ざした事業所運営が行えるよう努める。更に、業務体制の見直しを積極的に行い、安定した事業所運営が行えるよう努めることを基本とし常勤、非常勤問わず積極的に問題点の抽出、改善点の提案等を行い、事業所全体の資質向上に努める。

① 基本指針

- ア. 今年度より他市の利用者の受入れが出来なくなる現状を認識し、より市内事業所との連携を重要視すると同時に、地域住民との交流の機会を積極的に設け、より地域主体の事業所運営ができるよう努める。

- イ. 利用実績や報告書等は可能な限り事業所へ出向き交付し、介護支援専門員との信頼関係を構築を図ると同時に、空き情報を提供し新規利用者の獲得に努める。
- ウ. 個々の職員が利用者数減少に対する危機意識を持ち、日々の利用者数に着目すると同時に、週単位での安定した平均利用者数の維持を図り、年間を通して安定した事業所運営が行えるよう努める。
- エ. 利用時における利用者との会話の際における意見、要望等を積極的に受け止め記録、検討、実施をし、より利用者主体の計画的なプログラムを取り入れながら、心身機能の維持、向上に努める。
- オ. 送迎時における体温、下痢、嘔吐等体調変化の確認及び、入浴前や排泄介助時等における湿疹の有無の観察等を徹底し、感染症の持ち込み及び蔓延防止を図り、年間を通して安定した運営が行えるよう努める。
- カ. 迎え時に発熱、外傷等状態変化のある利用者は、その場で施設へ連絡し対応の指示を受け、より安全な事業実施が行えるよう努める。

②、年度目標

- ア. 職員個々がパソコン操作方法を習得し利用予定表、実績が入力できるよう努める。
- イ. 特段の事情がない限り、運転免許取得者は運転練習及び、リフト操作方法を習得し、可能な限り単独利用者の送迎が行えるよう努める。
- ウ. 職員個々が報告書、ケース記録等各種記録物の記載方法、記載内容を再認識し、より適切に記載できるよう努める。
- エ. 職員個々が照明機器や冷暖房機器の電気使用、入浴時や洗浄時の水道使用等に気配りをし軽費削減に努める。
- オ. 送迎時、サービス提供時等において、職員個々が「お客様」という意識を再認識し、より適切な言葉遣いで対応できるよう努める。

③ 計画

ア 職員研修

月	研修内容	月	研修内容
4月	個人情報保護について	10月	虐待防止について
5月	緊急時、災害時の対応について	11月	認知症介護について
6月	食中毒予防について	12月	コミュニケーションについて
7月	熱中症の予防と対応	1月	食事介助について
8月	身体拘束について	2月	入浴介護について
9月	感染症予防と発生時の対応について	3月	排泄介助について
特記	* 困難事例等については適時行っていく。		

イ 行事計画

	施設内	外出
4月	・創作活動(季節の貼りえ) ・歌の会 ・宝探し	・花見 ・トマト狩り

5月	・菖蒲湯 ・制作レク(端午の節句) ・こいのぼり見物	・敷地内散策(つつじ見物)
6月	・梅ジュース作り ・七夕飾り作り ・映画鑑賞会	
7月	・七夕の会(笹飾り見物) ・たこやき ・浜降祭神輿見物	
8月	・納涼祭 ・すいか割り ・かき氷の会 ・パズル遊び	
9月	・敬老会 ・歌の会 ・すみれ幼稚園慰問 ・宝探し	
10月	・運動会 ・創作活動(季節の貼り絵) ・小林幼稚園慰問	・敷地内散策(紅葉見物)
11月	・作品展 ・映画鑑賞会 ・秋葉台幼稚園慰問	
12月	・柚子湯 ・クリスマス会 ・年忘れ会	
1月	・新年祝会 ・どんど焼き ・干支作り	
2月	・節分 ・創作活動(季節の貼り絵) ・制作レク(雛人形)	
3月	・雛祭りの会 ・桜餅作り ・歌の会	
月 例	・誕生会 ・カレンダー作り ・PT ・ビデオ体操 ・ゲームレク ・スポーツレク	

(3)給食サービス事業

家庭において炊事の支度の困難者、いわゆる独り暮らし高齢者、高齢者世帯並びに、日中独居高齢者世帯(以下「独居高齢者等」という。)に対し、栄養のバランスに配慮した食事を定期的に配食するサービスであり、介護保険での認定にかかわらず配食し、独居高齢等の健康維持や安否確認に努める。又、ノロウイルス等感染予防対策を徹底する。

特に今年度においては、食物アレルギーや主食量の調整など細かな対応を臨機応変に行い、可能な限り一人ひとりに合った食事を提供できるように取り組み、利用者数の増加に繋がるよう努める。

①、基本指針

- ア. 栄養バランスに配慮した献立作成を基本とし、季節を感じる食材や新メニューを取り入れ、利用者数の増加に努める。
- イ. 利用者の体調により主食、副食の食事形態を変更するなど臨機応変に対応し、欠食数を減少できるよう努める。
- ウ. 利用者により温かい食事を提供できるよう配食コースの見直しを行い、より選ばれる事業所作りに努める。

②、年度目標

- ア. 栄養士が配食に同行する機会を設け利用者と直接対話する中で、要望を聞き取り反映したメニュー作りに積極的に取り組み、より魅力的な食事提供に努める。
- イ. 行事食や特別なメニューの際にメッセージカードを配るなど、食事以外の面においても特色のあるサービス提供を行い、継続して利用していただけるよう努める。
- ウ. 安全運転に努め、交通法規を遵守した安否確認の徹底と正確な報告をするために、自動車無線と携帯電話を併用活用し、より早期発見に努める。

3 [環境整備]

施設内の美化とケアセンター内の整理整頓に努め、特に換気通気に注意する。
厨房については、衛生面に注意し、不潔にならないようにする。

特に今年度については、昨年度に引き続き施設内の衛生管理体制を徹底し、ノロウイルス等の食中毒や、疥癬、インフルエンザ等の感染症防止に努める。

4 [健康管理]

通常と変わりなく利用者の健康状態を的確に把握し家族との連絡を密にとり利用者の状況変化に対応できるように努める。

特に今年度については、昨年度に引き続き、利用から利用までの期間中の状態変化の有無や、利用当日におけるサービス提供前の状態確認を徹底し、感染症の早期発見、早期対応に努めると同時に、事業所内に持ち込むことによる感染症の拡大防止に努める。また、個々の職員が危機意識を持ち、日々の手洗いやうがい等をより徹底し、感染症予防に努める。